

請求書電子化をご希望の際はお知らせください

2022年1月に改正が施行された電子帳簿保存法下では、電子取引で受け取った書類は電子データとして保存する義務が生じます。特に「電子メールで受け取った領収書や請求書のPDFファイルをコピー機で紙面に出力して保存する」ことが法改正により不可となります。また紙で受領した請求書のスキャナ保存が認められるようになりました。

ペーパーレス化の一環としてデータでの請求書をご希望の場合は、郵送からメール送付に変更させていただきますのでお申し付けください。

ホームページのセキュリティアップについて

ロシアのウクライナ進攻が引き金となり、インターネットセキュリティの脅威がさらに高まったといわれています。古いシステムのホームページはセキュリティに脆弱なため、最新バージョンへのリニューアルについてご検討されることをお勧めしております。自分のところは大丈夫かな…と気になる方は、お気軽にご相談ください。



sss-ss.net

ファイブエス

5S.

〒813-0035

福岡市東区松崎1丁目

42-60-502

TEL 080-5219-0261